

平成 26 年度 尾瀬国立公園シカ対策協議会

日時：平成 27 年 2 月 26 日（木） 13:30～15:00

場所：環境省関東地方環境事務所 会議室

次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 協議会構成員によるシカ対策事業

- ① 環境省関東地方環境事務所
- ② 林野庁関東森林管理局
- ③ 福島県生活環境部自然保護課
- ④ 群馬県環境森林部自然環境課
- ⑤ 栃木県環境森林部自然環境課

(2) 尾瀬国立公園シカ対策協議会規約について

(3) 意見交換

3. 閉会

【配布資料一覧】

次第

座席表

議事資料

資料 1 環境省資料

資料 2 林野庁資料

資料 3 福島県資料

資料 4 群馬県資料

資料 5 栃木県資料

資料 6 尾瀬国立公園シカ対策協議会規約

<参考> 尾瀬国立公園シカ管理方針

平成26年度尾瀬国立公園シカ対策協議会(平成27年2月開催)出席者名簿

【構成員】

(敬称略)

所属	役職	氏名
関東地方環境事務所	所長	上杉 哲郎
関東森林管理局 保全課	企画官	生方 啓司
関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署	総括森林整備官	鳴川 紀行
福島県生活環境部 環境共生総室 自然保護課	主査	穴戸 一浩
福島県南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	主事	室井 富美
福島県教育庁 文化財課	欠席	
群馬県環境森林部 自然環境課	主幹	田中 善雅
群馬県環境森林部 自然環境課 尾瀬保全推進室	企画推進係長	竹内 伸昌
群馬県教育委員会 文化財保護課	指導主事	田島 輝之
新潟県県民生活・環境部 環境企画課	主事	樋口 圭太
新潟県教育庁 文化行政課	主任調査員	清水 秀樹
栃木県環境森林部 自然環境課	主査	松田 奈帆子
南会津町 環境水道課	課長	長沼 豊
檜枝岐村 産業建設課	課長	平野 好道
片品村 農林建設課	係長	星野 英二
魚沼市 環境課 環境対策室	副参事	馬場 英次
東京電力株式会社 環境部 尾瀬・交流グループ	グループマネージャー	田中 丈夫
尾瀬山小屋組合	組合長	関根 進
財団法人 尾瀬保護財団	次長	田村 尚之

【事務局】

所属	役職	氏名
関東地方環境事務所	統括企画官	中澤 圭一
関東地方環境事務所 国立公園保全整備課	課長	中島 尚子
関東地方環境事務所 国立公園保全整備課	自然保護官	長谷川 修一
関東地方環境事務所 野生生物課	広域鳥獣専門官	鈴木 真野
関東地方環境事務所 檜枝岐自然保護官事務所	自然保護官	山本 豊
関東地方環境事務所 片品自然保護官事務所	自然保護官	牧野 友香

【随行者】

(敬称略)

所属	役職	氏名
利根沼田森林管理署	森林技術指導官	伊與部 智行
中越森林管理署	総括森林整備官	中園 昭博
中越森林管理署	森林整備官	西梅 正太郎
関東森林管理局保全課	保護係長	坂本 朋美
群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室	主任	高橋 あかね

平成26年度 ニホンジカ対策報告

環境省 片品自然保護官事務所

尾瀬のシカ対策における各者の役割分担

【環境省】尾瀬国立公園の保護管理を適切に行う立場

- シカ管理方針の検討・策定
- 関係機関・団体等の連携確保
- モニタリングの継続的实施と効果的な対策の検討
- 関係機関・団体等が実施した尾瀬に関わる調査・研究のとりまとめ
- モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への情報提供
- 尾瀬国立公園におけるシカ捕獲の率先的实施と、関係機関・団体等が行う捕獲への支援の実施

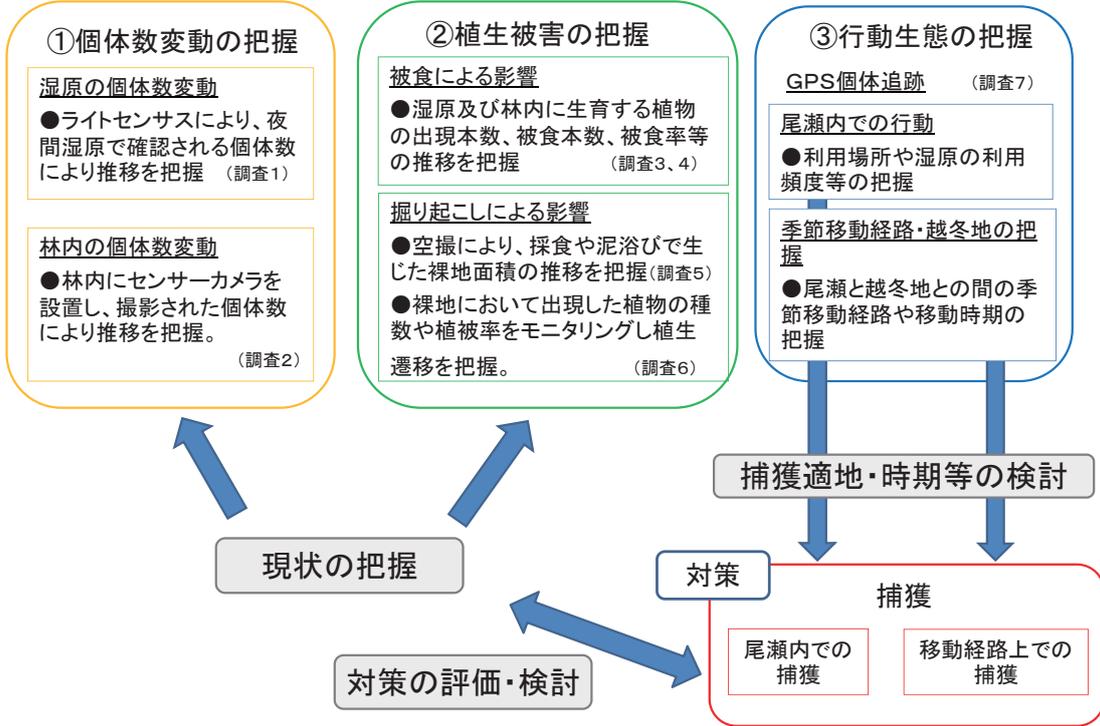
【関係県】鳥獣の管理者

- 尾瀬のシカに関する個体数調整の積極的实施
- 尾瀬国立公園周辺地域における保護管理計画等を策定
- 環境省、関係市町村等と連携し、保護管理計画等に基づく対策を推進

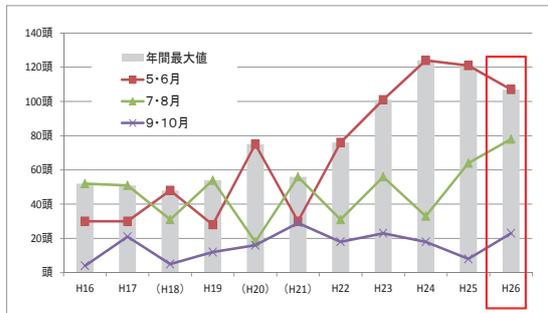
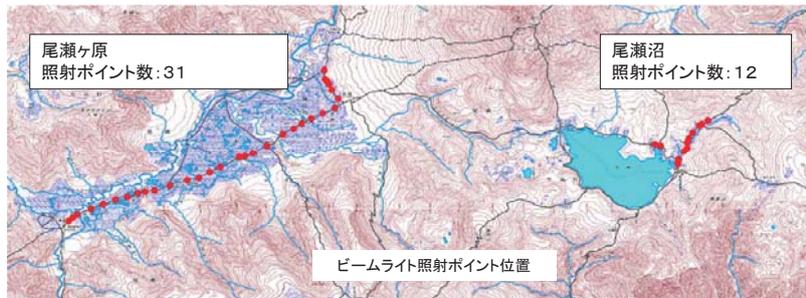
【関係市町村】

- 尾瀬国立公園及び周辺域におけるシカ捕獲の実行

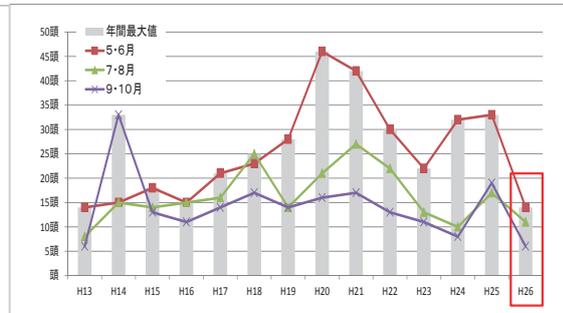
調査



ライトセンサス調査(経年変化)



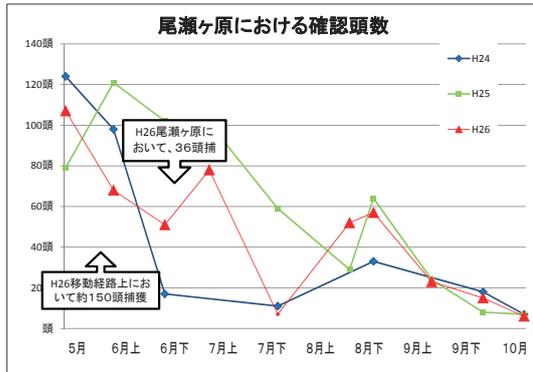
尾瀬ヶ原 経年変化(H13~H26)



尾瀬沼 経年変化(H13~H26)

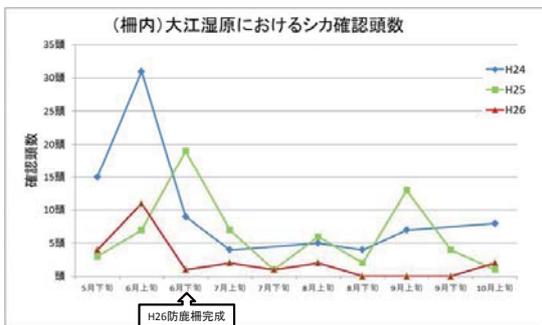
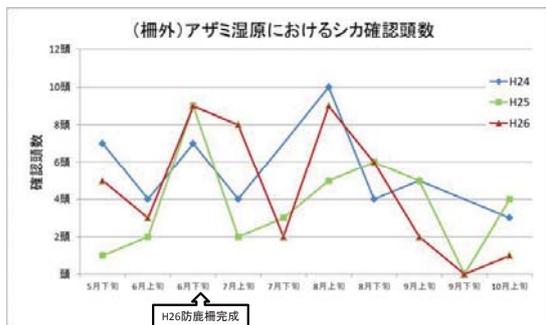
ライトセンサス調査(季節変化)

尾瀬ヶ原

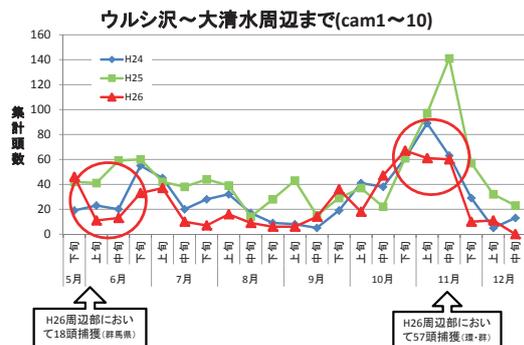
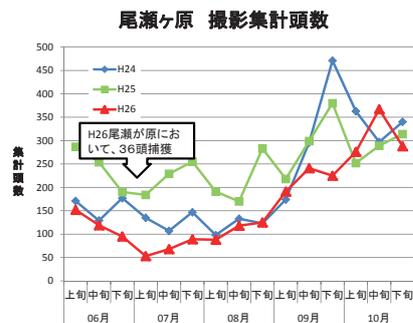


- 尾瀬ヶ原は、昨年度に比べ6月上旬から7月下旬にかけて確認個体数が減少したが、8月上旬以降は、昨年度程度
- 尾瀬沼は、6月下旬に大江湿原に設置されたシカ柵の影響で、大江湿原における確認個体数は減少。アザミ湿原は大きな変化はみられなかった。

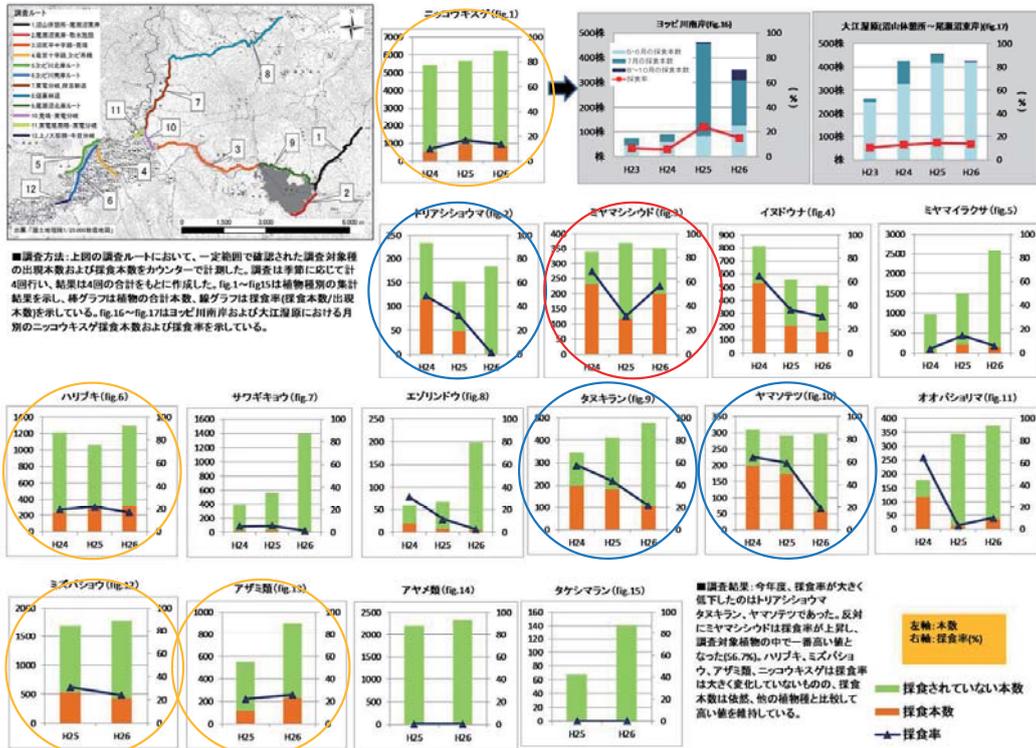
尾瀬沼



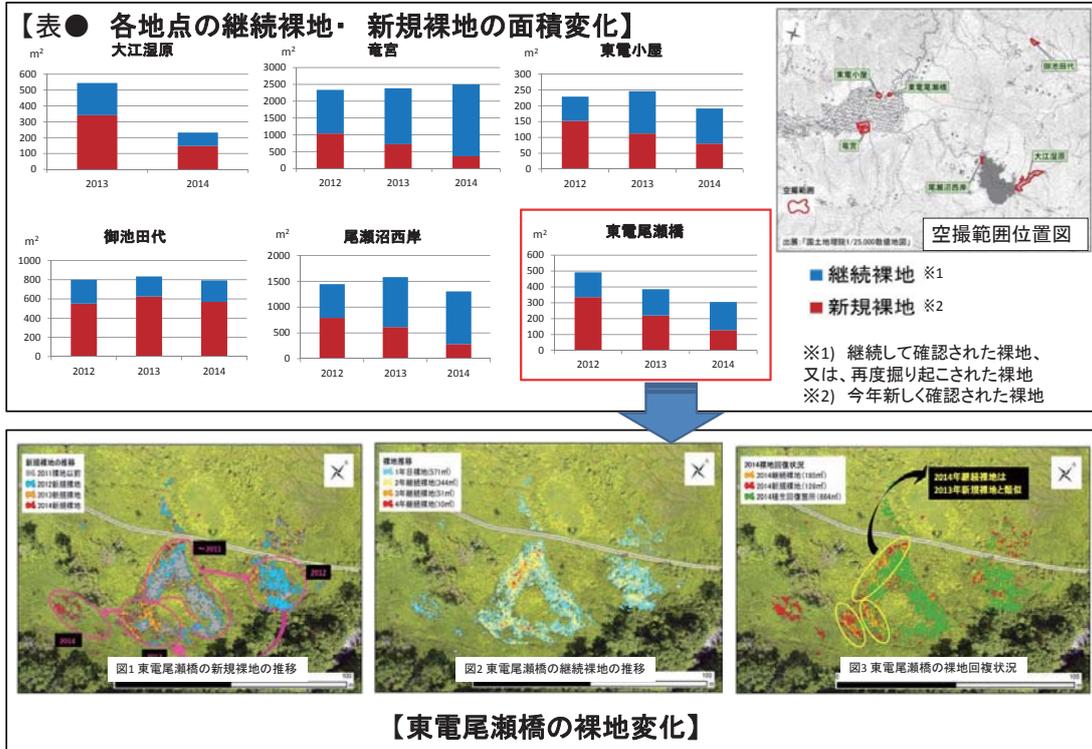
センサーカメラ(季節変化)

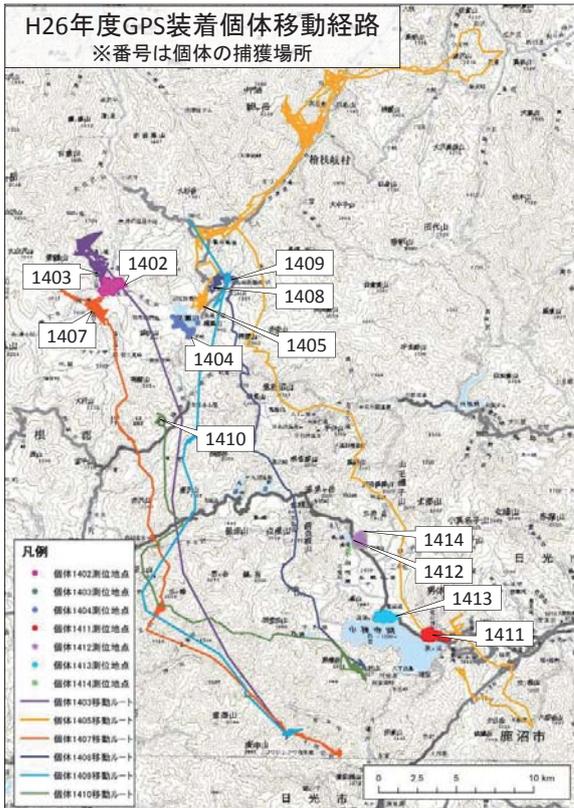


植物の出現本数・被食本数・被食率の推移



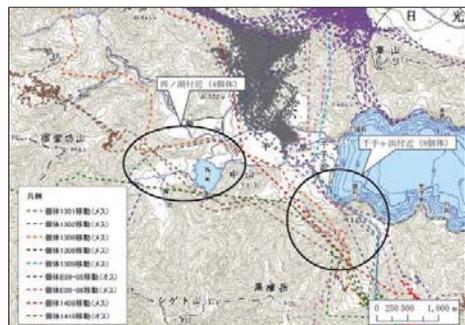
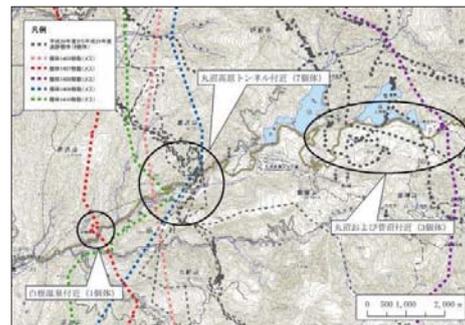
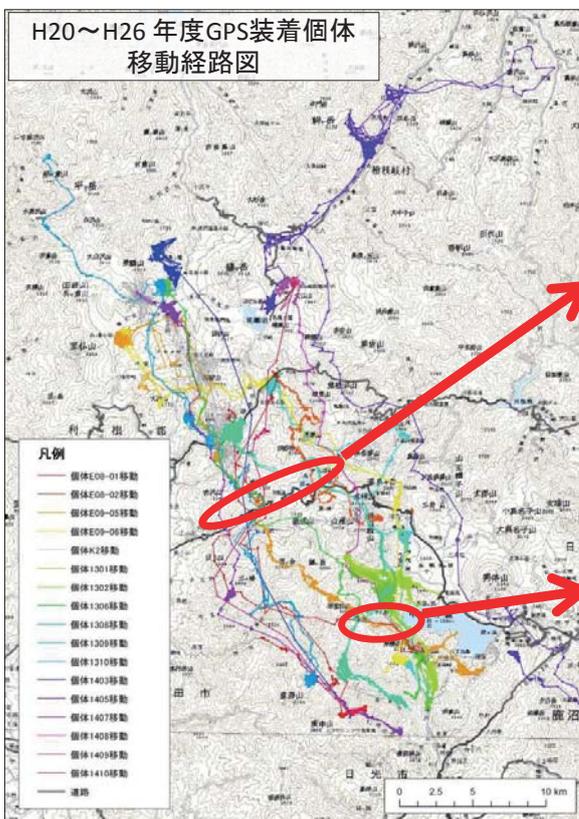
裸地面積の推移



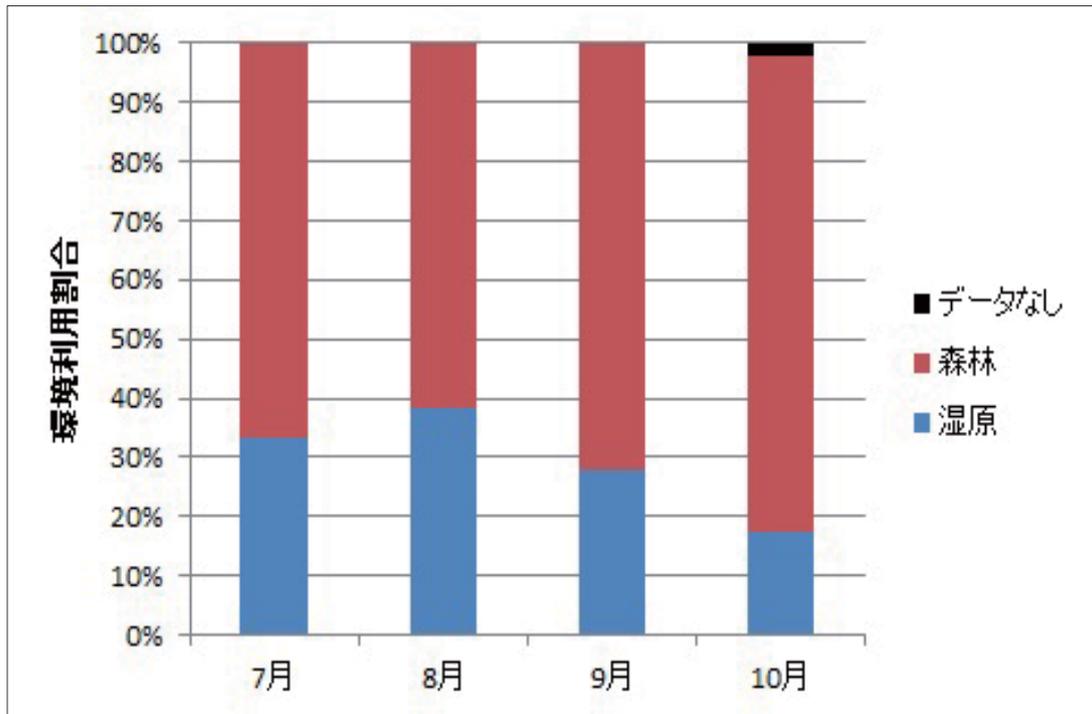


季節移動経路と越冬地

- 尾瀬ヶ原メス3頭、尾瀬沼2頭(オス1、メス1)、沼山峠メス2頭、奥日光メス4頭、環境省シカ柵付近でオス1頭の、計12頭にGPSを装着。
- 尾瀬から福島県側への越冬個体を把握することを目的に、尾瀬沼や御池でも装着を実施したが、最終的にはすべて日光側へ越冬していた。特に、一時檜枝岐集落付近まで下っているオス個体(1405)は、これまで確認されていたルートよりも東側を利用し日光へ移動していた。

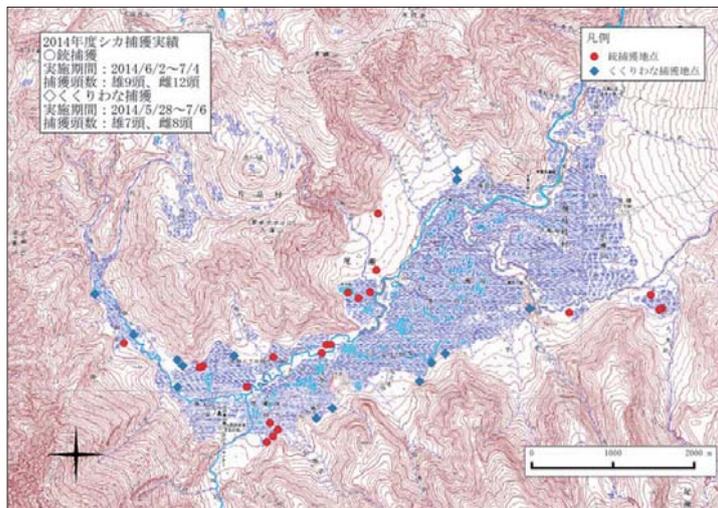


個体1407の尾瀬内での環境利用



尾瀬内での捕獲手法検討

資料1-5-1



<平成26年度実施概要>

●尾瀬におけるシカの影響を効果的に低減させることを目的としシカが尾瀬に移動してくる5月下旬から7月上旬の連続40日間に於いて実施した。

<くくりわな>

● 2014/5/28～7/6の期間、約30台のくくりわなを稼働させた。

<忍び猟>

●2014/6/2～7/4の間、1～4名の射手がライフル銃もしくはハープライフル銃を用いて忍び猟を実施した。

<結果>

- わなの稼働日数は、1008台・日となり、オス7頭、メス8頭の計15頭のシカを捕獲した。
- 忍び猟に数は、41人・日となり、オス9頭、メス12頭の計21頭を捕獲した。

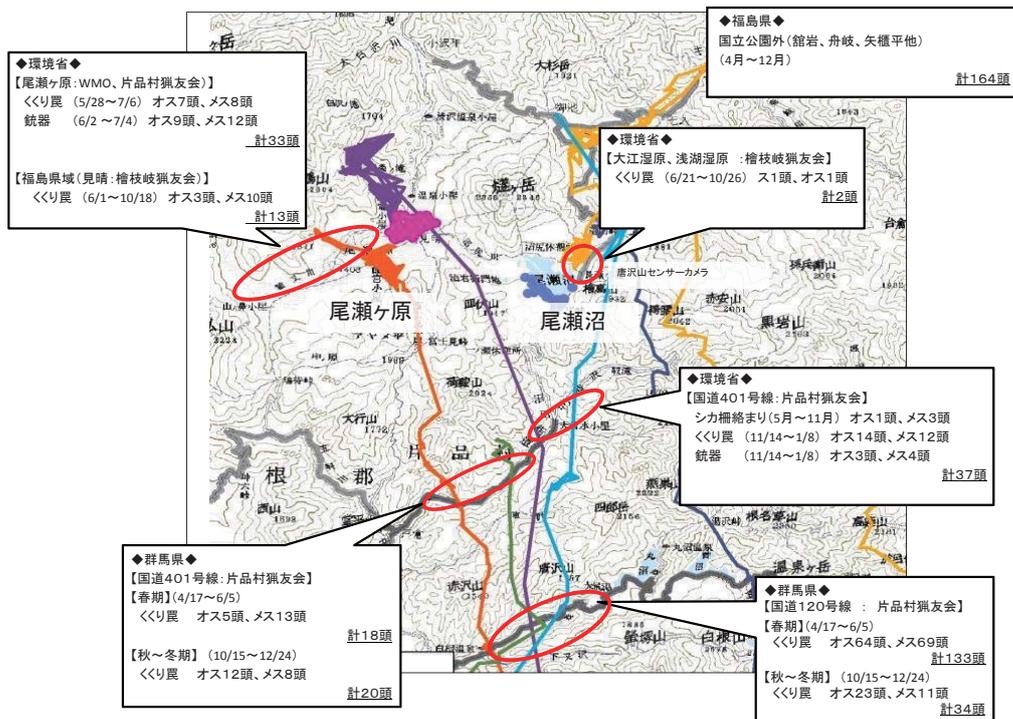
これまでの尾瀬内および周辺での捕獲実績

(捕獲頭数・実施人日)・実施人日

対象	時期	場所	猟法	捕獲実施者	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
残雪期に尾瀬に入るシカ	4月～5月	移動経路上	銃・罠	片品村猟友会	—	—	—	—	0	1	73	151
	4月～5月	見晴	銃	檜枝岐村猟友会	—	—	0	3	0	—	—	—
夏～秋に尾瀬に在るシカ	6月～10月	見晴	足くり罠銃	檜枝岐村猟友会	—	—	—	—	6	2	8	10
		尾瀬沼・御池等	足くり罠銃	檜枝岐村猟友会	—	—	11	4	8	7	7	2
		その他(公園外)	足くり罠銃	檜枝岐村猟友会	—	—	—	—	—	11	24	26
	8月～10月	尾瀬ヶ原	銃・罠	業務委託者・片品村猟友会	—	—	—	—	—	—	24	36
冬に尾瀬から出て越冬地に移動するシカ	12月～2月 (H25は10月から)	シカ棚周辺 移動経路上	銃・罠	片品村猟友会	9	26 (35人日)	52 (70人日)	128 (121人日)	16 (100人日)	41 (139人日)	75(群馬県) 23(環境省)	58(群馬県) 33(環境省)
シカ棚への絡まり	5～12月	シカ棚周辺	—	片品村猟友会	—	—	22	20	17	9	7	4
尾瀬周辺(公園外)での捕獲	6～11月	舟岐周辺	銃・罠	檜枝岐村猟友会	—	—	—	—	—	—	4	17
	6～11月	矢櫃平	銃・罠	檜枝岐村猟友会	—	—	—	—	—	—	8	35
	4月～10月	館岩地域	銃・罠	館岩猟友会	—	—	—	—	—	—	3	36
	11月～12月	館岩地域	銃・罠	館岩猟友会	—	—	—	—	—	—	45	50
公園内・移動経路上				9	26	85	155	47	60	217	294	
公園外(有害等)				0	0	0	0	—	11	84	164	
計								155	47	71	301	458

※平成26年度の捕獲数はH27.19現在の値

平成26年度 関係者捕獲場所



調査結果

① 個体数変動の把握

● 確認頭数の推移は、依然高い水準だが増加はしていない。(捕獲等対策の効果の可能性あり)

● 春先尾瀬に来るシカは尾瀬を基点に周辺へ分散している可能性が高い

継続して個体数変動を注視

② 植生被害の把握

● 採食状況には大きな変化がみられず、被害は継続している

● 一部で回復傾向が見られるものの、回復した場所が繰り返し掘り起こされている

● 湿原の餌資源減少に伴い、森林植生に被害が拡大する可能性がある

森林・湿原の植生被害を継続して把握

③ 行動生態の把握

● 新たな越冬地の把握に至らず

● 捕獲等の対策による忌避効果で、今後移動経路を変更する可能性あり

捕獲や柵などの影響を把握するため、特に1シーズンを通したデータの収集に努める

調査及び対策を継続

対策

現状の対策の見直し、新たな対策の検討

捕獲効率の維持・上昇のためより詳細な行動生態の調査が必要

尾瀬内及び周辺において捕獲を実施。

会津森林管理署南会津支署

大江湿原防鹿柵の設置について

★平成24年度事業

- ・各種法令手続き
- ・事業：資材購入（3,450m）

（資材）



★平成25年度事業

- ・事業：資材空輸、刈払、試験設置（36m）

（刈払）

（試験設置）



★平成26年度事業

- ・事業：補強資材購入と空輸、刈払、設置、巡視（26日）、撤去

（設置状況）

（巡視状況）

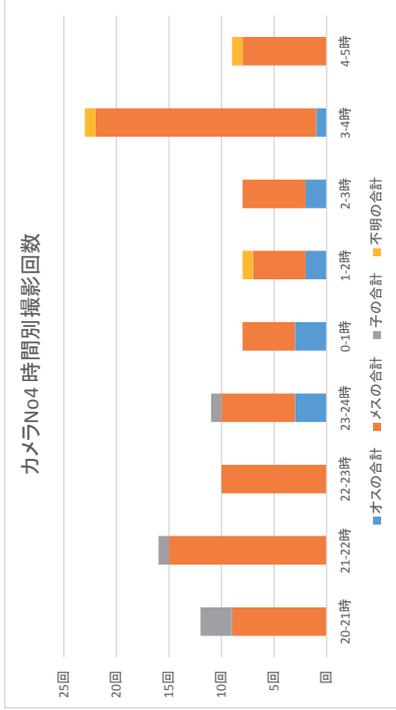


平成27年度事業の予定

- 1 設置について
(1) 平成26年度と同様に雪解けとともに柵の設置を随時開始し、ニッコウキスゲの開花時期に合わせ6月末までに設置を完了させる予定である。
(2) 柵同士の間隔については、現行の結束バンドでは安易に外れてしまう結果となったため、荷造りひも等のビニール製に変更予定である。
- 2 補修・管理について
設置後については、柵を破ったの侵入があったことから、一定の間隔で巡視を行い柵の補修を実施する予定である。
- 3 撤去について
撤去については、実の食害が顕著であったこと。また、柵を活かす地元の猟友会が捕獲わなを設置していたため、9月末以降に撤去する予定である。
- 4 改善事項について
(1) 柵の設置箇所として、平成26年度の巡視の際に尾瀬沼の沼際付近で足跡が確認されたことから、沼へ更に延長予定である。
(2) 尾瀬沼側へ柵を延長する場合には、景観等へ配慮する必要があることから、関係機関や地元関係者と調整のうえ実施する。

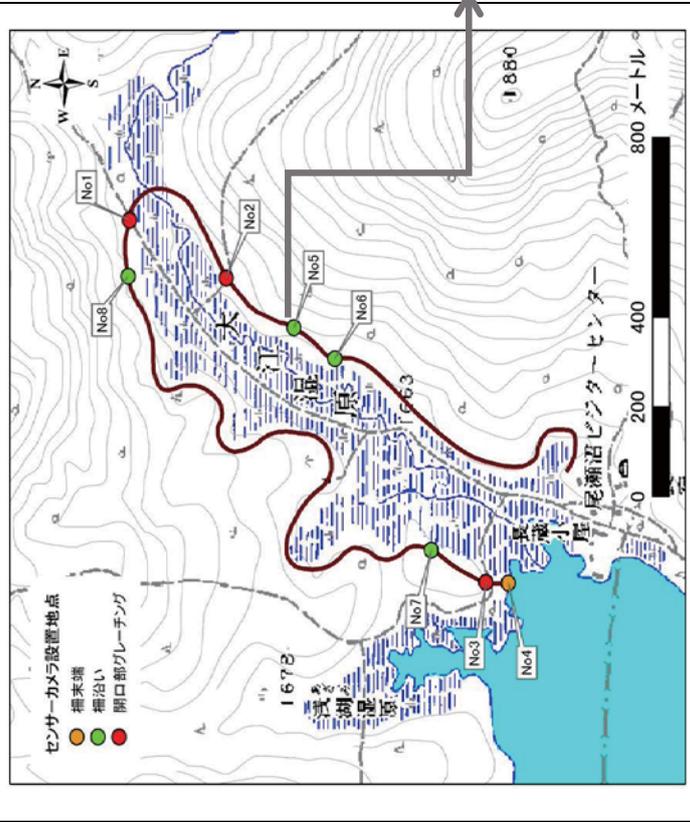
県名	国有林における主なシカ対策の取組		
	H25年度の捕獲実績	H26年度捕獲状況(H27.1月時点)と主な取組	H27年度の取組予定
栃木	<p>日光署: 日光市シカ個体数調整事業 男体山南斜面(巻き狩り):27頭(日光市) 《日光市シカ個体数調整事業の実施に伴い、日光市から各機関に協力要請があり本事業に参画。共同体を設立するきっかけとなった。》</p>	<p>日光署: ・モバイルカリング 35頭(林業センター・日光地域シカ対策共同体) 18頭(林業センター・日光地域シカ対策共同体・高度化実証事業) ・日光市シカ個体数調整事業 《男体山南斜面》 2月12・18・(25)日予定 (共同体として参画) ・高度化実証事業 ・足尾(松木沢・久蔵沢)シカ生息数調査(ラインセンサス)by環境省(+共同体) ・シカ対策講演会実施(3月9日) 塩那署: 環境省、県出先との情報交換</p>	<p>日光署: 高度化実証事業 塩那署: 大沼、沼原、大峠等の植生被害の多発箇所の現地状況調査のうえ、 具体の対策を検討。</p>
群馬	<p>群馬署:79頭 (直営くくり罠捕獲)</p>	<p>群馬署:直営くくり罠捕獲 66頭 吾妻署:センサーカメラ設置 利根沼田署: ・猟友会との協定締結 ・群馬県による管理捕獲、国有林内での実施協力</p>	<p>群馬署: ・直営くくり罠捕獲 ・職員くくり罠研修 ・硝酸塩を用いた捕獲 吾妻署: 猟友会との協定締結</p>
埼玉		<p>埼玉所: ・低コスト防護柵試験設置(埼玉方式) ・ボランティアによる樹木保護ネット設置 ・中学生の社会体験チャレンジ事業での樹木保護ネット設置</p>	<p>埼玉所: ・埼玉方式低コスト防護柵経過観察 ・ボランティアによる樹木保護ネット設置 ・中学生の社会体験チャレンジ事業での樹木保護ネット設置 ・埼玉県で実施する管理捕獲への協力</p>
千葉		<p>千葉所: シカ対策講演会実施</p>	
東京			
神奈川	<p>東神署: 神奈川県が実施している国有林内を含めた管理捕獲は、1,479頭。</p>	<p>東神署: ○神奈川県が実施している国有林内を含めた管理捕獲は、1,049頭。(H26.12月末) ○神奈川県との協力協定に基づき、管理捕獲にあたっての協力及び林道利用への配慮。</p>	<p>東神署: 神奈川県との協力協定に基づき、モバイルカリング捕獲試験に伴うフィールドの提供。 にあたっての協力及び林道利用への配慮。</p>
山梨			
静岡	<p>静岡署:567頭 (モデル事業・直営) 伊豆署:8頭 (猫越地区)</p>	<p>静岡署: 359頭(公共事業) 53頭(直営) ・公共事業(造林請負事業)によるシカ捕獲事業の開始 ・捕獲対象地区の拡大 伊豆署: 9頭(捕獲柵:猫越地区) ・捕獲柵(狩野地区)の設置 ・くくり罠無償貸与 ・静岡県内国有林現地検討会の開催 ・森総研「ローカライズドマネジメント」研究へのフィールド提供 天竜署: ・くくり罠職員研修 ・ローカライズドマネジメントに着手(一貫作業システム実証試験地内) ・カメラトラップによる生息調査 ・直営くくり罠捕獲 ・狩猟期の平日開放</p>	<p>静岡署: ・公共事業(造林請負事業)によるシカ捕獲事業の継続 ・自衛隊東富士演習場内での捕獲事業の開始に向けた連携 伊豆署: ・くくり罠職員研修 ・直営くくり罠捕獲 ・捕獲柵(2地区)による捕獲 ・くくり罠無償貸与 ・シカ柵点検査委託業務試験実施 「ローカライズドマネジメント」研究への協力 天竜署: ・直営くくり罠捕獲 ・狩猟期の平日開放を継続</p>
福島		<p>南会津: 大江湿原シカ柵設置</p>	<p>南会津: 大江湿原シカ対策事業</p>
茨城県			
新潟県		<p>中越署: センサーカメラ設置(尾瀬)</p>	<p>中越署: センサーカメラ設置拡大(尾瀬)</p>

カメラNo	場所	撮影方法	設置日	回収日	設置期間	シカ撮影回数合計
1	開口部グレーチング	動画	7月18日	8月21日	34日	撮影なし
2		静止画	7月18日	8月21日	34日	撮影なし
3		静止画	7月18日	8月21日	34日	撮影なし
4	柵末端	静止画	7月17日	9月23日	118日	105回
		動画	8月4日	9月23日		
5	南側柵沿い	動画	8月22日	9月23日	32日	3回
6		静止画	8月22日	9月23日	32日	1回
7	北側柵沿い	動画	8月21日	9月23日	33日	2回
8		動画	8月21日	9月23日	33日	6回



撮影結果

- 【開口部グレーチング】カメラNo1～No3
- シカの撮影・侵入は確認されなかった。
- (シカ柵末端部)カメラNo4
- シカ柵末端部(大江湿原とアザミ湿原)で最も多く105回シカが撮影された。
- 時間帯別には3～4時の時間帯に最も多くのシカが撮影された。
- 20時～24時の時間帯で撮影されたシカは、大江湿原(柵内)に侵入する方向へ、3～4時の時間帯はアザミ湿原(柵外)へ出る方向へ移動するシカが多く確認された。(次頁参照)
- 【柵沿い】カメラNo5～No8
- 沼山峠方面の北側柵沿いで最も多く6回シカが撮影された。
- 日中ではシカほとんど撮影されず、夜中の22時から朝方3時にかけて撮影が集中している。
- カメラNo5において、柵外にでようと試みるシカが撮影された。(次頁参照)
- カメラNo5付近で、柵の変形や破損が数か所認められた。(写真1、写真2)



【写真2】



【写真1】

図1 センサーカメラによるシカの侵入状況の確認



図2 センサーカメラによるシカの侵入状況の確認

平成 26 年度尾瀬のニホンジカ対策事業【福島県】

1 事業目的

ニホンジカによる尾瀬の湿原植生の攪乱が大きな問題となっていることから、尾瀬の貴重な湿原生態系を保全し、本県の優れた生物多様性の保全を一層推進するため、関係機関・団体による「南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会」を設立し、地域が一体となって、捕獲や被害防除等の効果的な対策を講じる。

2 事業実施主体

南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会（H25.6 設立）

（ 檜枝岐村、南会津町、福島県猟友会南会津支部檜枝岐分会、尾瀬檜枝岐温泉協会、尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合、福島県南会津地方振興局
 ※オブザーバー：環境省檜枝岐自然保護官事務所、会津森林管理署南会津支署 ）

3 事業費

3,000千円（うち国交付金 1,500千円）（生物多様性推進支援事業交付金）
 （うち県補助金 1,500千円）
 ※その他 尾瀬保護財団から支援金の予定

4 事業の概要（実績）

(1) 有害（予察）捕獲等の実施

尾瀬国立公園特別保護地区及び周辺地域における被害の軽減を図るとともに、ニホンジカの効率的な捕獲方法の検討及び実証を目的として、以下の地域において有害（予察）捕獲等を実施した。

ア 南会津郡檜枝岐村（矢櫃平、舟岐川地区）

	実施内容
実施期間	平成26年6月9日（月）～平成26年12月12日（金）
実施場所	別紙「平成26年度捕獲実施図（南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会）」のとおり
実施方法	追い込みネット・くくりわなを用いた捕獲
捕獲頭数	52頭

イ 南会津郡南会津町館岩地域（湯ノ花・水引・木賊・川衣・鱒沢地区）

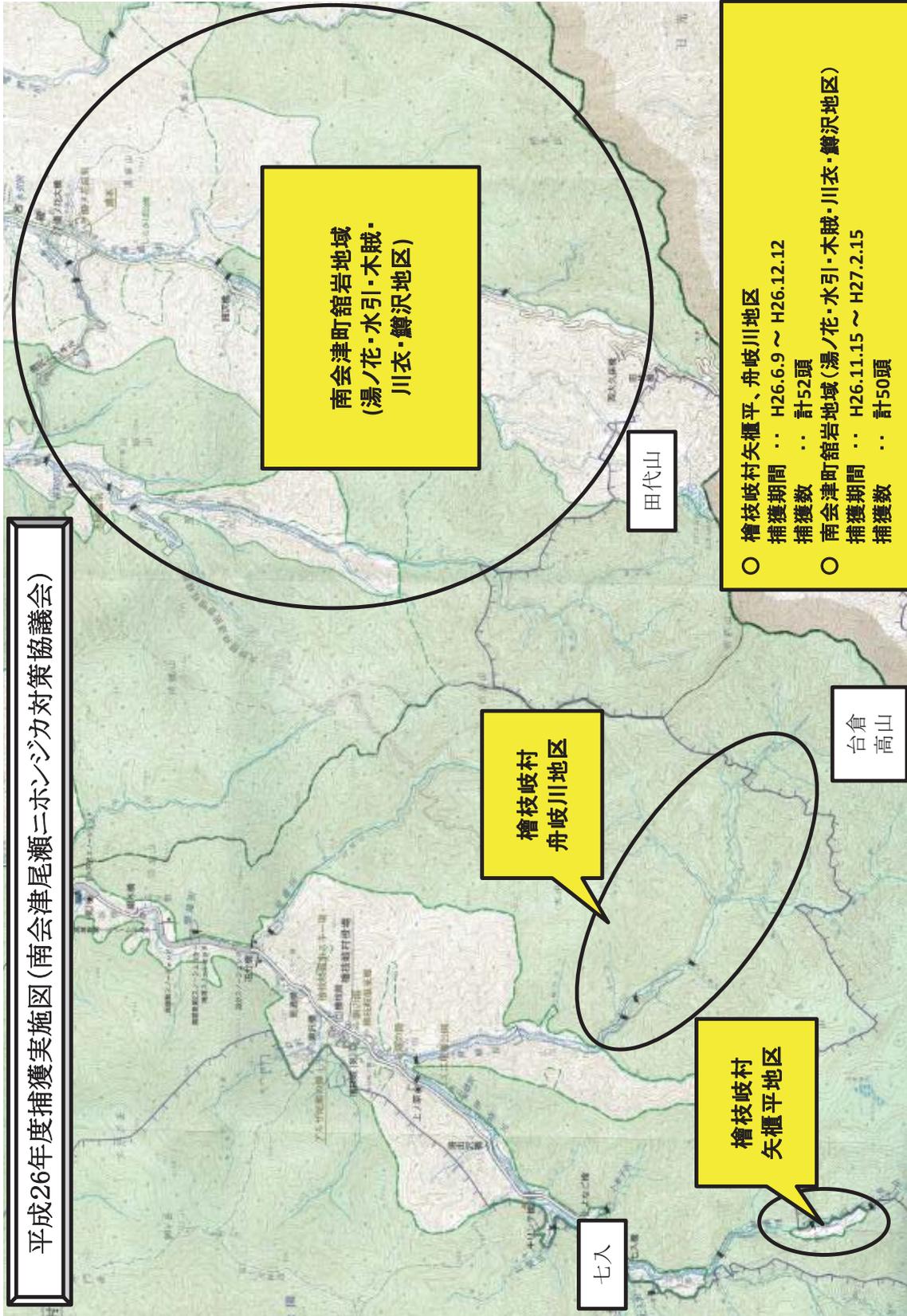
	実施内容
実施期間	平成26年11月15日（土）～平成27年2月15日（日）
実施場所	別紙「平成26年度捕獲実施図（南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会）」のとおり
実施方法	銃器を用いた捕獲（巻き狩り）
捕獲頭数	50頭

(2) 湿原植生の保護

大江湿原において、ニホンジカによるニッコウキスゲの食害を防ぐため、開花・結実シーズンに夜間の見回り・追い払い等を実施した。

(昨年との相違点は、森林管理署が湿原周囲に設置した侵入防止柵の存在。)

	実施内容
巡視区域	大江湿原 三本カラマツ分岐付近～平野家の墓分岐付近 (別紙地図のとおり) 片道600m (約15分～約1時間)、往復約1.2km
巡視期間	平成26年7月1日 (火)～8月29日 (金) (22回23日)
巡回時間	19時00分～翌日5時00分
巡視人員	1回の巡視につき最低2人1組 (2人以上で実施した機関もあり) 1. 延べ45人以上
追い払い方法	①巡視区域 (木道上) を往復。 ②シカを発見した場合は、熊鈴やハンドライト、レーザーポインタ、拡声器のサイレン等を使用して追い払い。
実施結果	<p>①シカの出没状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月前半は1頭/回または目撃無い回もあり、頻度は低かった。 ・7月24日以降は、毎回複数頭 (3頭以下) の目撃が続いた。 ・8月8日に最大の6頭目撃。 ・シカの日撃時間は、主に20時～4時の間。 ・降雨 (強弱) とシカの出没に関係は見られなかった。 ・開花時期と出没に関係は見られなかった。(昨年は開花時期に増加した。) <p>②ニッコウキスゲ食害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月中の被害はほとんどなし。 ・8月13日、小面積ながら強い食害を確認。8月20日、湿原の広範囲に食害を確認。 ・その後は食害状況に大きな変化なし。 <p>③その他状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵はシカによりまれに破られたため補修が行われた。 (クマによるものと思われる破壊もあり。) 補修が多かったのは7月25～8月9日。 ・8月8日以降最終回まで、親子と思われるペアが常に確認されており、柵内に留まっているものと推測された。 <p>④昨年度との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シカ出没について、最大目撃数は昨年度19頭/回に対して今年度6頭/回。 ・ニッコウキスゲ食害について、昨年度は最終的に実がほとんど食害にあったが、今年度は4割弱が残った。



ニッコウキスゲ食害防止対策事業区域図 (シカ目撃場所記載用地図)

実施日 平成26年7月1日 ~ 8月28日



尾瀬におけるニホンジカ対策事業（群馬県）

1 平成26年度報告

(1) 事業内容

群馬県では、平成25年度から、ニホンジカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、関係機関で構成する「群馬県尾瀬地域生物多様性協議会」を設置し、環境省の「生物多様性保全推進支援事業」等を活用し、「尾瀬からのシカの排除」を最終目標としている「尾瀬国立公園シカ管理方針（2009.3）」に基づき、県の役割である個体数調整を実施した。

※群馬県尾瀬地域生物多様性協議会：群馬県、片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団で構成。

(2) 実施方法

環境省の調査結果を活用し、日光方面と尾瀬ヶ原とを行き来するシカの移動経路上での捕獲を、利根沼田猟友会片品支部に委託して実施した。

なお、移動経路上でシカを滞留させるための侵入防止柵の設置等については、土地所有者である東京パワーテクノロジー(株)及び日本製紙総合開発(株)に委託した。

なお、捕獲を実施することに伴いシカの移動経路等が変更することが予想されるため、自動撮影カメラを設置してシカの行動を調査した。

(3) 実施箇所（別紙1、2）

①国道401号沿線：ウルシ沢～曲沢地区(戸倉～大清水間)

②丸沼周辺：第2ペンション街入口～丸沼スキー場周辺、一ノ瀬発電所周辺

(4) 実施時期

シカが日光と尾瀬ヶ原の間を移動する春期と秋期（初冬期）に実施した。

(5) 実施結果

下表のとおり、昨年度の捕獲実績（148頭）を上回る205頭を捕獲した。

表 平成26年度 個体数調整実施結果

区 分	春期(4/17～6/5)		計	秋～冬期(10/15～12/24)		計	合 計
	国道401号	丸沼地区		国道401号	丸沼地区		
くくりわな	18頭	133頭	151頭	20頭	34頭	54頭	205頭
銃	—	—	—	—	—	—	—
合 計	18頭	133頭	151頭	20頭	34頭	54頭	205頭
オ ス	5頭	64頭	69頭	12頭	23頭	35頭	104頭
メ ス	13頭	69頭	82頭	8頭	11頭	19頭	101頭

(6) その他

捕獲した全個体について、検体を群馬県立自然史博物館に送付し、年齢査定やメスの妊娠状況等の分析を行った。

2 平成27年度計画（案）

引き続き個体数調整を実施する。

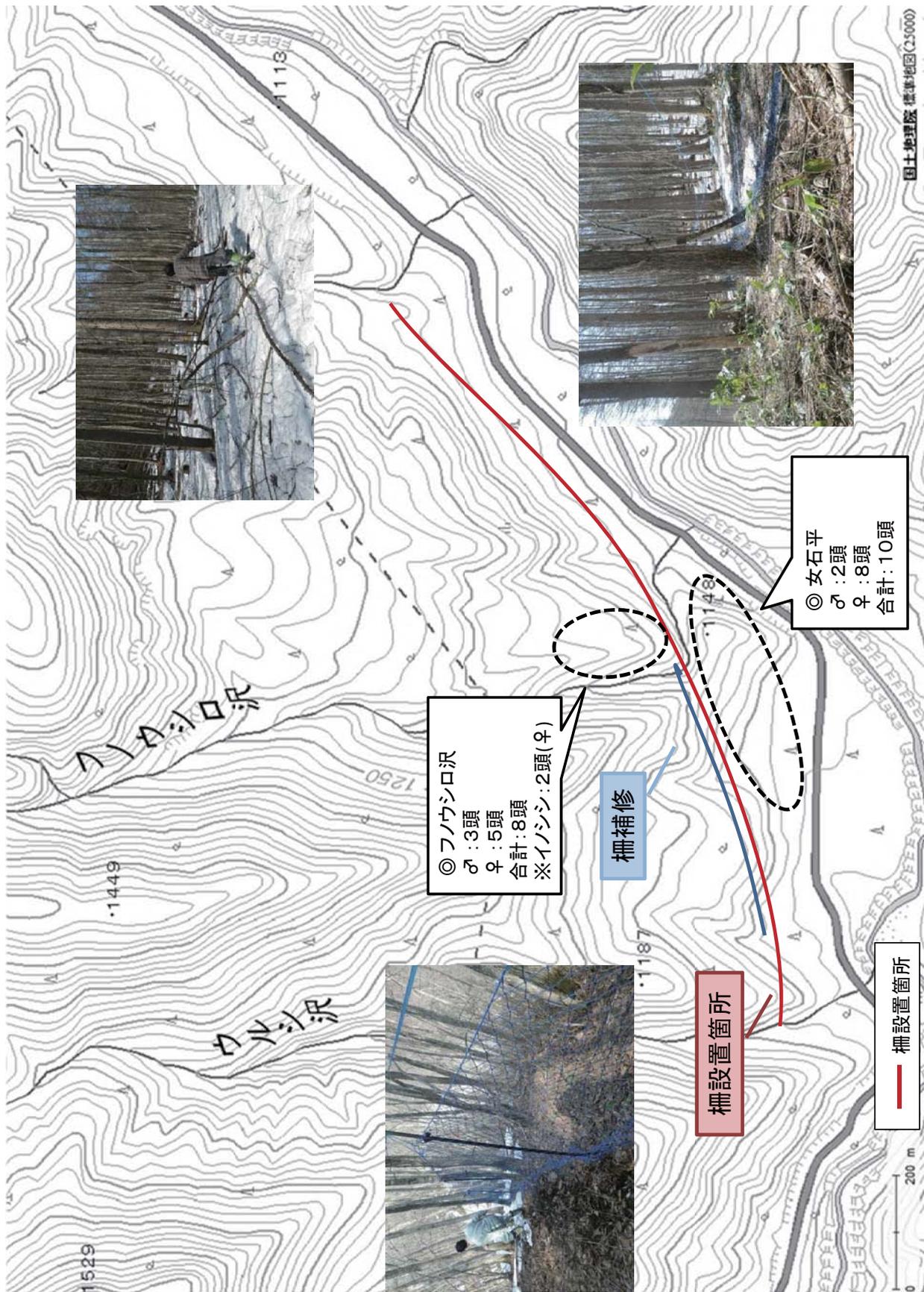
捕獲にあたっては、平成25・26年度の自動撮影カメラによる調査結果を活用するとともに、捕獲開始時期や侵入防止柵の設置方法等について、実施状況を修正しながら効果的に行う。

平成26年度尾瀬におけるシカ対策(群馬県)位置図



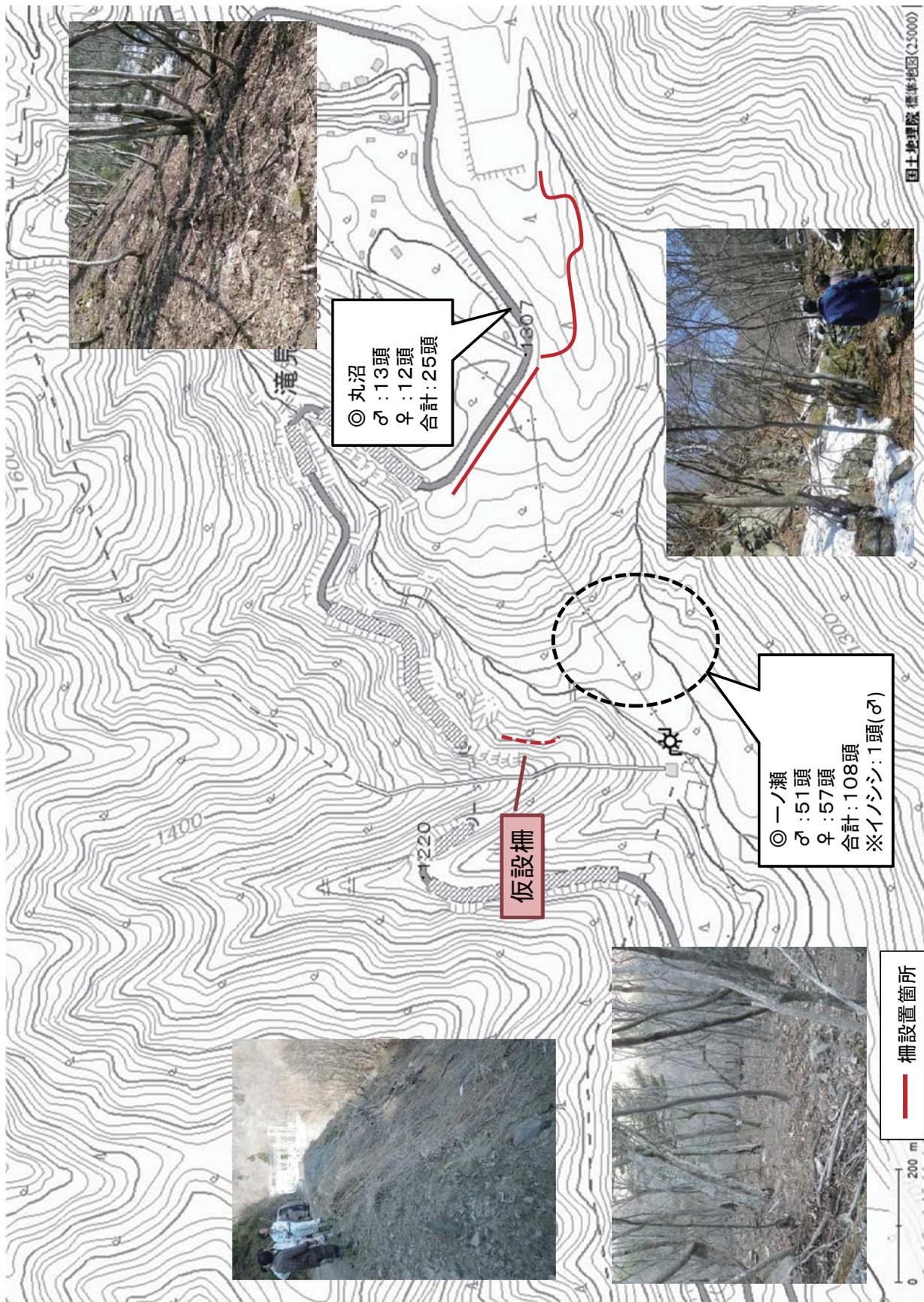
平成26年度 尾瀬シカ対策捕獲実績(春期:5/1-6/5) — 国道401号沿線 —

別紙2(1)



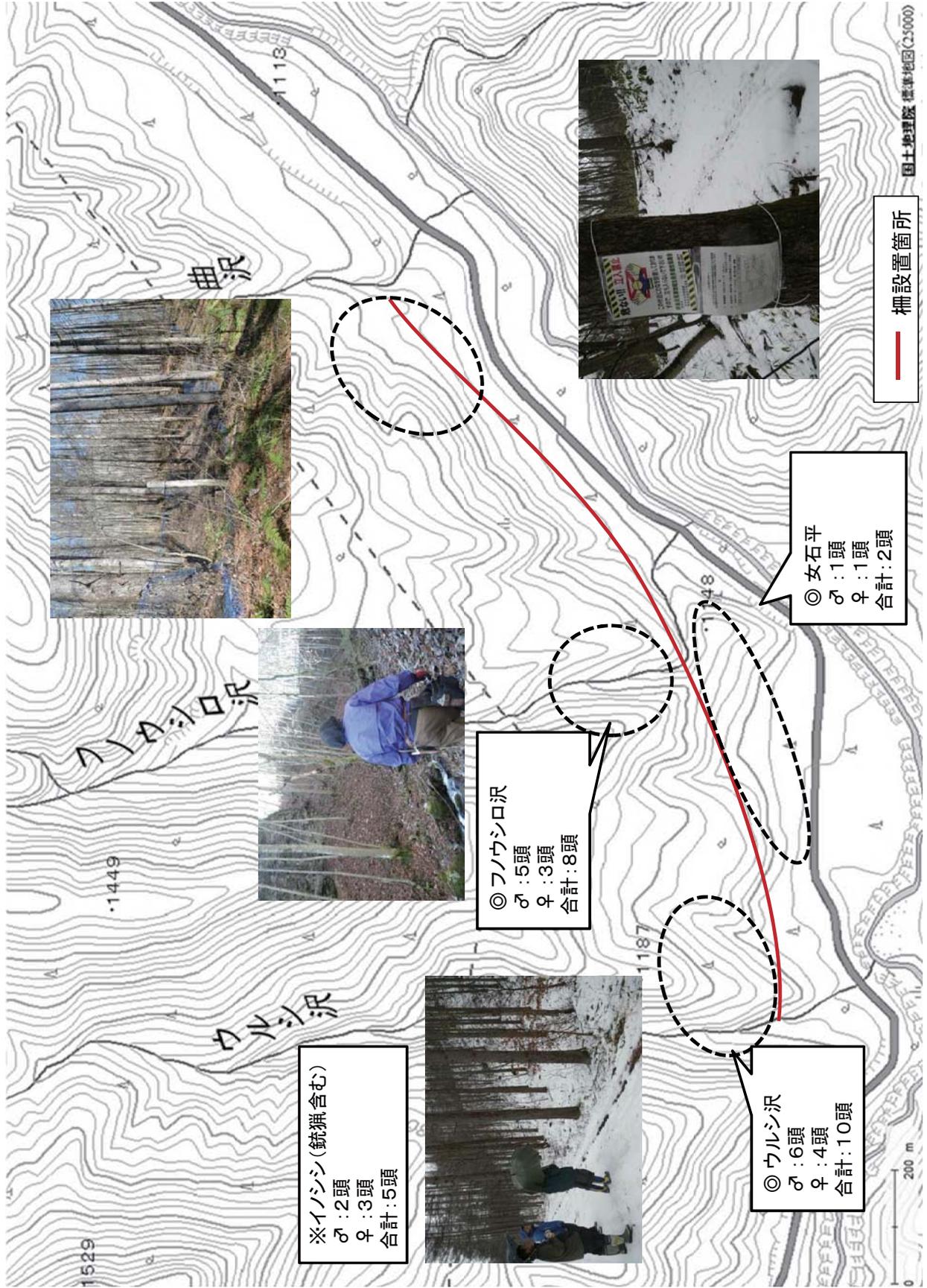
平成26年度 尾瀬シカ対策捕獲実績(春期:4/17-6/4) 一丸沼～一ノ瀬

別紙2(2)



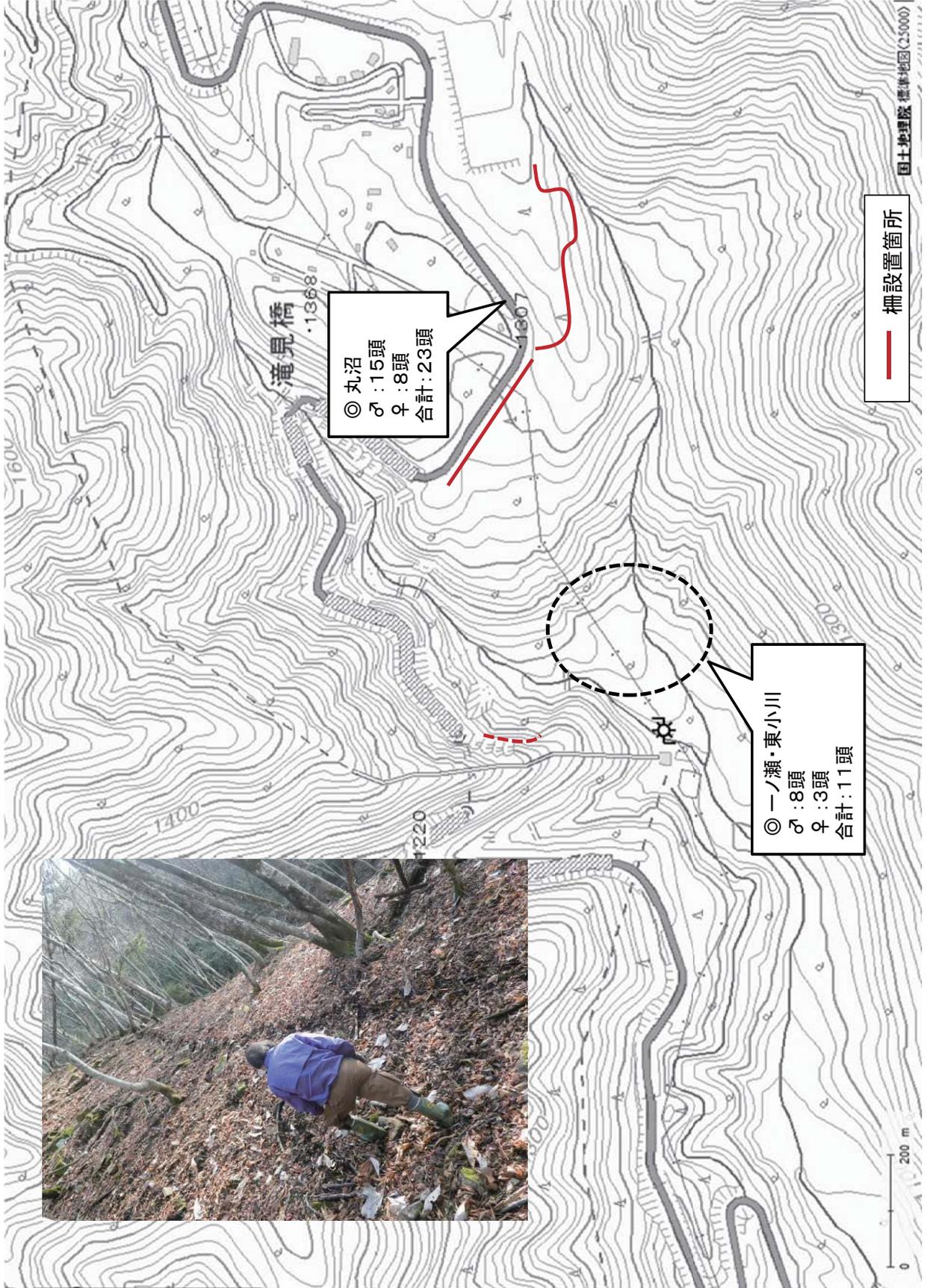
平成26年度 尾瀬シカ対策捕獲実績(秋期:11/7-12/22) — 国道401号沿線 —

別紙2(3)



平成26年度 尾瀬シカ対策捕獲実績(秋期:10/15-12/22) 一丸沼～一ノ瀬

別紙2(4)



有害鳥獣生息状況調査の結果について

平成 27 年 2 月 26 日 栃木県環境森林部自然環境課

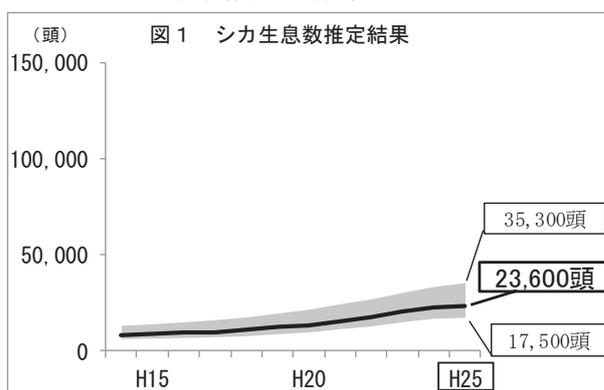
1 シカ

農林業等の被害軽減を図るため、生息数の把握及び捕獲目標の設定等を目的に実施

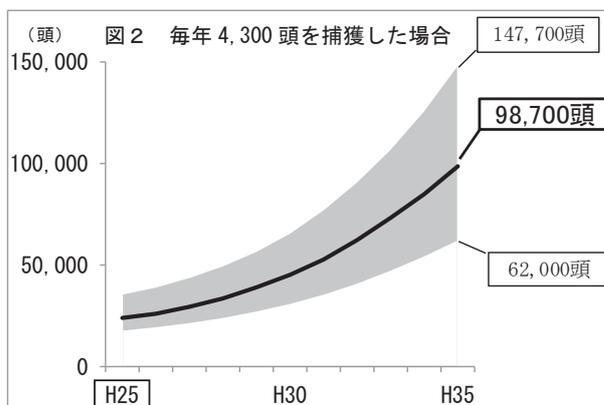
(1) 調査の概要

- ・捕獲数・目撃数等を統計的に解析し、生息数を推定
- ・平成 14 年度以降のデータ約 15 万件を解析

(2) シカの生息数推定の結果



平成 25 年度末の生息数は、**23,600 頭**（中央値）と推定された。



現状の捕獲（年間 4,300 頭）を継続した場合、10 年後には**98,700 頭**に増加すると推定された。

(3) シカの捕獲目標について

- ・長期的には国の示す 10 年後に半減を目指す。
- ・現状では、来年度からの高い捕獲目標の達成は困難である。
- ・捕獲体制が整うまで(3年間)は、個体数増加を抑制するため**捕獲目標を 7,400 頭**とする。
- ・その後、捕獲目標を見直し、10 年後の半減を目指す。

【今後の捕獲体制整備】

- ・狩猟者の確保育成
- ・捕獲技術の開発・普及
- ・県による捕獲事業の実施

尾瀬国立公園シカ対策協議会規約

(目的)

第1条

福島、栃木、群馬、新潟の4県にまたがる日光利根地域個体群のうち尾瀬及びその周辺に生息するシカは、その増加により尾瀬を特徴づけている湿原や池塘に回復不能な影響を与える可能性を有し、尾瀬の保護、保全上の問題となっている。

本問題については、「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」で各方面の有識者及び関係者により対策が検討され、尾瀬の現在の植生を守るとの観点から関係行政機関・団体が協力して対策に当たる等の「尾瀬地区におけるシカ管理方針」がまとめられた。

上記方針に基づいて関係機関が連携して対策を実施するに当たり、連絡・調整を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」(以下、「協議会」と称する。)を設置する。

(協議事項)

第2条

- (1) 各機関の行う対策の調整に関する事
- (2) 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関する事
- (3) その他関係事項
- (4) なお、関係機関の合意を必要とする事態が生じた場合は、別途合意形成の作業を行うこととする。

(構成)

第3条

協議会は、環境省、林野庁、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合及び(財)尾瀬保護財団により構成する。

(議長)

第4条

協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所長とする。

(アドバイザー)

第5条

議長は、「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー」を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(会議)

第6条

会議は、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第7条

協議会の事務局は環境省関東地方環境事務所内に置く。

(補則)

第8条

協議会の運営その他について必要な事項は別途定める。

(付則)

この規約は平成12年11月14日から施行する。

(付則)

この規約は平成13年7月10日に改正される。

(付則)

この規約は平成18年3月22日に改正される。

(付則)

この規約は平成20年3月31日に改正される。

(付則)

この規約は平成21年1月23日に改正される。

(付則)

この規約は平成27年2月26日に改正される。

尾瀬国立公園シカ対策協議会名簿

[構成員]

環境省関東地方環境事務所長
林野庁 関東森林管理局計画保全部 保全課長
林野庁会津森林管理署南会津支署長
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課長
福島県教育委員会文化財課長
群馬県環境森林部自然環境課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
新潟県県民生活・環境部環境企画課長
新潟県教育庁文化行政課長
栃木県環境森林部自然環境課長
南会津町長
檜枝岐村長
片品村長
魚沼市長
東京電力（株）用地部水利・尾瀬グループマネージャー
尾瀬山小屋組合長
（財）尾瀬保護財団事務局長

[事務局]

環境省関東地方環境事務所

尾瀬国立公園シカ管理方針

2009年(平成21年)3月11日

尾瀬国立公園シカ対策協議会決定

1 背景及び目的

尾瀬ヶ原は、高層湿原としての発達を遂げ、現在のような景観を呈するようになってから少なくとも1000年は経過していると考えられており、尾瀬ヶ原、尾瀬沼及びその周辺部を含む尾瀬盆地の原生的自然は、国立公園特別保護地区及び特別天然記念物に指定され厳正に保護されてきた。また、2005年(平成17年)には、ラムサール条約登録湿地に指定されている。

2007年(平成19年)8月には、尾瀬と共通した自然環境を有する会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域が国立公園区域に編入され、尾瀬国立公園が誕生した。今後、これらの編入地域を含む尾瀬国立公園全体について、保護管理の充実が求められている。

従来、ニホンジカ(以下、シカ)の生息が確認されていなかった尾瀬において、1990年代半ばにシカの生息が確認されて以来、湿原をはじめとする植生の攪乱が顕在化し、シカの影響を受けずに成り立ってきた尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響が及ぶ可能性が危惧されている。

このような状況のもと、2000年(平成12年)9月の「尾瀬地区におけるシカ管理方針検討会」において「尾瀬地区におけるシカ管理方針」(以下、第1期管理方針)が決定された。以後、この第1期管理方針に沿って、シカの季節移動ルートや越冬地の把握のための各種の調査等を行うとともに、シカの捕獲については、国立公園特別保護地区等の尾瀬の核心域の外側において、各県の特定鳥獣保護管理計画(以下、保護管理計画)等に基づいて実施してきた。

しかしながら、周辺地域における捕獲を継続しているにもかかわらず、尾瀬に生息するシカは一貫して増加傾向にあり、植生攪乱の面積についても拡大している状況にある。また、周辺地域における有効な捕獲実施の前提となる季節移動ルート及び越冬地の解明については、その全体像を把握するためには、今後とも相当の期間にわたって調査を継続する必要があると考えられる。

このため、第1期管理方針に基づく対策を継続するのみでは、シカによる尾瀬の生態系への影響を低減することは極めて困難な状況であり、現在植生攪乱が発生している国立公園特別保護地区等の尾瀬の核心域においても、捕獲を行うことが避けられない状況となってきた。

また、新たに国立公園に編入された会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域において

も、シカの生息が確認されるようになってきており、今後の動向について注視していく必要がある。

全国的にも、国立公園特別保護地区である戦場ヶ原（日光国立公園）、大台ヶ原（吉野熊野国立公園）等において、湿原や森林に対するシカの影響が顕在化する事例が見られ、特別保護地区等でのシカの捕獲を含む各種対策が実施されている。

これらのことを踏まえ、シカ対策の一層の推進を図り、尾瀬国立公園の貴重な生態系の保護を図るため、今般、第1期管理方針を全面的に見直し、新たな管理方針を策定したものである。

なお、本管理方針による対策は、尾瀬国立公園の保護管理の観点から推進するものであるが、各県の保護管理計画等に基づく対策との連携を確保するものとする。

2 管理の基本的考え方

(1) 管理の目標

尾瀬に生息するシカは、栃木・群馬県境部の日光利根地域個体群において分布を拡大している最前線の集団と考えられるが、従来、尾瀬では、シカの生息は確認されておらず、尾瀬の生態系はシカの影響を受けない条件下で成立してきたものと考えられる。

シカの増加は尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響を及ぼす可能性があり、生態系の維持とシカの生息とは相容れないものと考えられることから、尾瀬からシカを排除することを最終的な目標とする。

その上で、当面（5年間）の目標として、特別保護地区を含む尾瀬国立公園及び周辺地域でのシカの捕獲を積極的に実施することにより、尾瀬の生態系に対するシカの影響の低減を目指す。

会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域については、シカの生息状況の把握を行うこととし、湿原等への影響の可能性が認められる場合には、捕獲の実施について検討するものとする。

(2) 保全対象

尾瀬国立公園の優れた景観を構成する主要な生態系を保全対象として位置づけ、これらの生態系に対するシカの影響の低減を目指すための対策を実施することとする。

保全対象とする生態系のタイプは次のとおりであり、これらの生態系の分布する地域は、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域とほぼ一致する。

ア 周辺低木林を含む湿原生態系

イ オオシラビソ、ブナを主体とする原生的な森林生態系

3 シカ捕獲の実施方針

(1) 尾瀬国立公園におけるシカの捕獲

尾瀬国立公園区域内でのシカの捕獲は、次の事項を踏まえ推進することとする。

ア 捕獲方法

- (ア) わなによる捕獲を基本とする。
- (イ) 銃器は、次の場合に使用できるものとする。
 - ・わなで捕獲した個体の止めさしに使用する場合。
 - ・利用者の安全を十分確保できる区域において使用する場合。特に利用期（山開き～小屋閉め）においては、残雪があるなど見通しが極めて良好な条件で使用すること。
- (ウ) シカの移動ルート上での捕獲や、シカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲など、効果的な捕獲の実施に努めるものとする。

イ 捕獲における留意事項

- (ア) 利用者の安全及び快適性の確保
 - ・ビジターセンターや山小屋において捕獲に関する情報（日時・場所等）を利用者に提供するとともに、捕獲を実施する区域では標識を掲示し、利用者への注意喚起を徹底するものとする。
 - ・休憩所や歩道等の利用施設周辺を避けて捕獲を実施し、利用者の目に触れないように作業することや、静穏さを保つことに配慮するものとする。
 - ・捕獲した個体については、ツキノワグマを誘引する可能性もあることから、早期に回収できる体制を整えるとともに、原則的に搬出により適切に処理するものとする。
- (イ) 植生・他の動物への影響の最小化
 - ・捕獲作業による植生への影響は、必要最小限とするよう配慮するものとする。
 - ・捕獲した個体の搬出が極めて困難な場合には、埋設する可能性もあるが、埋設する場所は、事前に専門家の助言を得るなど、植生への影響に配慮して慎重に選定するものとする。
 - ・他の動物が、万一、わなで捕獲された場合に、解放できる体制を整えるものとする。
- (ウ) 関係法令の遵守等
 - ・捕獲の実施に際しては、自然公園法、鳥獣保護法、文化財保護法、森林法等の関係法令の手続きについて遺漏のないようにするとともに、土地所有者の了解を得て行うものとする。また、関係機関・団体等へ事前に周知し、必要な連絡調整を図るものとする。

(2) 季節移動ルート及び越冬地におけるシカの捕獲

尾瀬国立公園に侵入しているシカの季節移動ルート及び越冬地における捕獲については、狩猟の促進及び個体数調整等の強化を図ることとする。

4 モニタリング等の調査研究

本管理方針による対策が、科学的データに基づいて実施されるとともに、定期的な評価・見直しによる順応的なものとなるよう、環境省が中心となって、モニタリング等に関する関係機関・団体等との分担・協力体制を構築し、必要なデータの収集、統合、情報交換を円滑に行えるようにする。

モニタリングは、概ね次の項目について実施する。

ア 保全対象についてのモニタリング

保全対象の生態系に対するシカの影響の推移を把握するため、植生攪乱の分布・面積、採食植物の種類等を経年的に調査する。

イ シカの生息数及び動態についてのモニタリング

シカの生息数を推定するためのライトセンサス調査、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、尾瀬国立公園及び周辺地域における捕獲数、日光利根地域個体群の捕獲数等の毎年のデータを集計・整理する。

ウ 対策の検討のための調査研究

効果的な捕獲・防除方法を検討するための実証試験等を行う。

5 防除対策等

防鹿柵の設置などの防除対策や攪乱された植生の復元対策については、上記4のモニタリングの状況を踏まえつつ、効果的な手法についての検討や実証試験を行う。

6 管理の実施体制

(1) 関係機関の役割分担

本管理方針に基づく対策における主な関係機関・団体等の役割は、次のとおりとする。

ア 環境省

尾瀬国立公園の保護管理を適切に行う立場から、次の項目のとおり、シカ対策について中心的役割を果たす。

- ・シカ管理方針の検討・策定
- ・関係機関・団体等の連携確保
- ・モニタリングの継続的实施と効果的な対策の検討
- ・関係機関・団体等が実施した尾瀬に関わる調査・研究のとりまとめ
- ・モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への情報提供
- ・尾瀬国立公園におけるシカ捕獲の率先的实施と、関係機関・団体等が行う捕獲に対し用具を貸与するなどの支援の実施

イ 関係県

鳥獣の管理者として、尾瀬のシカに関する個体数調整の積極的実施や尾瀬国立公園周辺地域における狩猟の促進等に関する保護管理計画等を策定（全県的な計画へ盛り込むことを含む）するとともに、環境省、関係市町村等と連携し、保護管理計画等に基づく対策の推進的役割を果たす。

ウ 関係市町村

関係県の保護管理計画や、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が策定する鳥獣被害防止計画等に基づき、環境省、関係県等と連携しながら、尾瀬国立公園及び周辺域におけるシカ捕獲について実行的役割を果たす。

エ 研究者及び研究機関等

研究者及び研究機関等が実施するシカの生態や植生への影響等に関する調査研究の推進とその成果の提供など、シカ対策との連携が期待される。

（２）連絡調整の場の設置

シカ対策に係る情報を関係機関・団体等で共有し連絡調整を図るとともに、合意形成を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」を引き続き設置する。関係機関・団体等は、この協議会での合意に基づき、連携・協力して対策を実施していくものとする。

（３）助言機関の設置

モニタリング結果の評価、関係機関・団体等によるシカ対策への助言・指導を受けるため、専門家で構成する「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」を引き続き設置する。

7 情報公開及び合意形成

モニタリング結果や対策の実施状況等については、関係機関・団体等が連携して国民への情報提供を積極的に行い、尾瀬のシカ対策が国民の理解と合意のもとに進められるよう努めるものとする。

8 管理方針の見直し

順応的な考え方のもとに対策を実施していくため、5年を目途に、モニタリング結果や対策の効果を総括的に検証し、本管理方針の見直しを行うこととする。